

令和5年度 第3回埼玉県障害者施策推進協議会

日時：令和5年11月21日（火）13時30分～15時30分

場所：埼玉会館 7B会議室

出席委員：佐藤委員、遅塚委員、万谷委員、下重委員、羽生田委員、
田島委員、川津委員、大井田委員、石橋委員、菊池委員、山中委員、
東海林委員、小材委員、荒井委員、金井委員、松本委員、田中委員、
植村委員 18名

欠席委員：岩崎委員、栗原委員

< 1. 開会 >

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「令和5年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会」を開催いたします。私は、障害者福祉推進課副課長の石井と申します。本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、18名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立いたしておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開といたしております。本日は5名の方が傍聴をしていらっしゃいます。

< 2. 課長挨拶 >

（事務局）

それでは、会議に移らせていただきます。はじめに、障害者福祉推進課長の茂木からごあいさつを申し上げます

（障害者福祉推進課長 茂木）

埼玉県障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ御出席いただきまして感謝申し上げます。また、本県の障害者施策の推進に当たりまして、日ごろから、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

今年度の本協議会は、6月に第1回の協議会を、9月に第2回の協議会を開催し、第7期埼玉県障害者支援計画に関し、貴重な御意見を賜りました。また、7月と10月には、ワーキングチームを計6回開催し、分野ごとの施策につきまして、大変熱心に検討していただきました。

委員の皆様方から多大なる御協力を賜りましたことを心から感謝を申し上げます。

さて、本日は、いよいよ第7期埼玉県障害者支援計画の（案）についてご審議いただく予定です。限られた時間ではありますが、第7期計画（案）に対して忌憚のない御意見をいただけたらと存じます。今後は、年明けの県民コメントの実施や県議会における審議など、策定作業も大詰めを迎えてまいります。委員の皆様からいただいた御意見を参考に、必要な修正等を加え、庁内関係課の協力を得ながら、充実した計画にしていきたいと考えております。委員の皆様方には、引き続き御協力を賜るようお願い申し上げます。私か

らのあいさつとさせていただきます。

(事務局)

次に、本日出席しております事務局職員につきましては、配布資料でご確認いただければと思います。それでは、議事に入ります前に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

(佐藤会長)

事務局職員の配置図が配布されていません。

(事務局)

大変失礼しました。後程配布させていただきます。

～その他の配布資料確認～

(事務局)

では議事に入ります。本協議会規則第6条第1項により、議長を佐藤会長にお願いいたします。

< 3. 議事 >

(佐藤会長)

お忙しい中ご足労いただきましてありがとうございます。事務局からもお話あったとおり、埼玉県障害者支援計画の議論も大詰めを迎え、本日の会議の議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行について、御協力くださるよう、よろしく願いいたします。初めに、本協議会規則第9条第2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。

～川津委員、大井田委員了承～

(佐藤会長)

それでは、次第の「2 議事」に入らせていただきますが、まず、本日の全体の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日の全体の進め方について説明いたします。まず、「(1) ア 第7期埼玉県障害者支援計画(案)」につきまして、「資料1 第7期埼玉県障害者支援計画(案)」と「資料2 第7期埼玉県障害者支援計画(案)の主な変更点等」を用いまして、計画(案)を「第1章から第3章」と「第4章から第9章」の2つに分けまして、事務局からの説明の上、委員の皆様に御協議をいただきます。

次に議事の「(1) イ 第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメントの実施について」、「資料3 第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメント(意見募集)の実施概要(案)について」を用いまして、事務局から説明の上、委員の皆様に御協議をいただきます。

その後、議事の「(2) 彩の国いろどりライブラリーについて」、「資料4 彩の国いろどりライブラリー」及び「資料4-2 運用開始に向けた今後の作業の進め方(スケジュール)案」を用いまして、事務局から説明の上、委員の皆様にご協議いただきます。

なお、途中適宜換気休憩を入れさせていただきます。

(佐藤会長)

それでは、「(1) ア 第7期埼玉県障害者支援計画策定(案)について」、事務局から説明願います。

(事務局)

資料1をご用意ください。資料1は、先月のワーキングにおいて、計画「素案」として委員の皆様方にご覧いただいたものから、さらに進んだ計画「案」になります。ワーキングにおいて計画の「素案」に対していただいたご意見を踏まえての計画「案」となっております。この計画「案」の中で、冒頭の大野知事のあいさつ、第7章の市町村データの取りまとめの必要がある障害福祉サービス等の見込量、第9章資料集のうち用語集の部分につきましては、現時点でまだ更新をしておりません。それぞれ、該当ページの先頭に「イメージ」と表記しつつ現行計画の内容で記述されていたり、数値部分を空白とした表のみ作成したりなどして対応しています。

それでは説明に入ります。まず、「第1章 総論」から「第3章 取り組むべき課題」までを最初に説明し、第1章から第3章までの内容について、皆様方からご意見、ご質問を受けたあと、「第4章 施策体系」から「第9章 資料集」までの説明を行い、第4章から第9章までのご意見、ご質問を受ける形で、2回に分けて説明させていただきます。

それでは第1章から第3章を説明します。時間が限られていることもあり、前回ワーキングにおける「素案」からの変更点、委員の皆様からこれまでいただいた意見を反映できた箇所などを中心に説明したいと思います。

まず、1ページの「第1章 総論」をご覧ください。第1章につきましては、8ページまでありますが、10月のワーキングチームで皆様にご確認いただいたものから、修正はありません。この第1章のように、現行計画から変更のある点は、原稿の上では赤字で、かつ下線を引いてお示ししています。これは第1章から第9章まで、統一してそのように判別できるようにしてあります。紙資料では、モノクロ印刷とせざるを得なかったこともあり、下線のみで見にくくなっている方もいらっしゃるかもしれません。申し訳ありませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

続いて、9ページの「第2章 障害者の現状と制度改革」をご覧ください。

まず、9ページの「1 障害者の数」のうち、「(1) 障害者手帳所持者数」のところ、10月のワーキングまでは表を用いて令和4年度末時点の手帳所持者数のデータのみ掲載しておりましたが、手帳所持者数については過去からの推移が分かるようグラフを掲載した方が良いとの内部の意見があったため、ご覧のような過去10年間の推移が分かるグラフに差し替えました。

10ページから18ページの「2 第6期計画の取組状況」については、11ページの「新規デイジー図書・点字図書等政策点数」の実績値について、前回ワーキングで指摘のあった点を確認の上、修正しています。それ以外に修正等はありません。

続いて、19ページから27ページまでの「3 障害者に関する制度改革」につきましては、前回ワーキングからの修正はありません。

続いて、28ページから33ページまでの「4 障害者の現状と問題点」については、29ページの「(2) 障害者の地域生活の充実と社会参加について」の「イ 日中活動の場の確保について」の部分で、ワーキングで指摘を踏まえて少し整理、修正をしました。

また、31ページの「(4) 障害者の教育について」の部分は、前回ワーキングにおいて「教育局と調整中」とさせていただいていた部分ですが、「ア インクルーシブ教育システムの構築について」の部分で、課題提起という趣旨で国連障害者権利委員の総括所見と、障害のある子どもへの合理的配慮に基づく支援の必要性について少し触れさせていただいています。それ以外にも、若干の文言修正を行いました。

第2章については以上で、続いて34ページから38ページにかけての「第3章 取り組むべき課題」の部分です。課題の「1 障害者への理解促進と差別解消」から、課題の「5 安心・安全な環境整備の推進」まで、それぞれページの冒頭に記述がありますが、この部分については、これまで「第7期埼玉県障害者支援計画骨子(素案・案)」の内容として、委員の皆様にご審議いただいていたもので、前回のワーキングまでにいただいていた意見については反映済みとなっています。

これに加え、今回は、その下の【対応の方向と主な取組】の四角囲みの記述を、「第5章 施策の展開」の内容を踏まえて変更しています。前回ワーキングで、第5章に掲載される予定である新規施策(案)や現行計画の施策の修正(案)をすでにご覧いただいておりますが、これらと現行計画に掲載されている既存の施策を含め、第7期計画における主要な施策をリストアップした内容になっています。

下段の図やイラストなどにつきましては、前回ワーキングにおける計画(素案)でも提示させていただいておりましたが、38ページの図についてワーキングでご指摘をいただいていたので、必要な修正をさせていただいております。

以上、第1章～第3章について、大変雑駁ですが、説明を終わります。よろしくお願いたします。

(佐藤会長)

第1章～第3章について、事務局から説明いただきました。何か意見等ございますでしょうか。

(松本委員)

何点か質問があります。

まず、11ページ「障害者入所施設から地域生活へ移行する人数」がでてきますが、13ページに「④障害者入所施設から地域生活への移行などの「相談支援」と記載されており、どのように考えられているのかという質問が1点目です。

2点目は、地域移行の対象は、入所施設に限定されているような印象を受けますが、精神科病院については入れなくていいのかどうかということです。

最後に3点目が、29ページ「日中活動の場の確保について」では、支援が難しい人の対象として重度の障害、医療的ケア、行動障害、ひきこもりということが列挙されていますが、「ウ 住まいの場の確保について」は重度障害者のみ記載があります。また、35ページについても、「重度障害者の地域移行に対応可能なグループホームの整備」とあり、「日中活動の場の確保について」で列挙されている重度の障害以外の、医療的ケア、行動障害、ひきこもりの方の記載抜けているように見えますが、どのような見解でしょうか。重度の障害者の定義の中に、医療的ケアが必要な方と行動障害の方を含むのか含まないのかお同

いしたいです。

(事務局)

まず、1点目についてです。11ページと13ページでは、数値目標と障害福祉サービスの利用状況を示すもので、それぞれとらえている項目が異なります。

続いて、2点目の精神科病院についてですが、これらは国の基本指針に則った項目となっております。その中で、精神科病院に関する数値などは別の項目にて設定しているところ です。

最後に3点目について、ご質問いただいた29ページの「ウ 住まいの場の確保について」の項目と、35ページの「重度障害者の地域移行に対応可能なグループホームの整備」の項目に記載のある重度障害者には、医療的ケアが必要な方と行動障害の方も含まれています。

(松本委員)

13ページの相談支援については、精神障害者の方の相談支援は含まれていないのでしょうか。

(事務局)

精神障害者の方の相談支援については、15ページ「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の項目で、別途記載されています。

(遅塚委員)

13ページ「④障害者入所施設から地域生活への移行などの「相談支援」と記載されていますが、相談支援がまるで地域移行支援しかないような書きぶりみえてしまうことが松本委員の質問につながったと考えます。文言を修正したほうがいいのではないかと考えます。松本委員のご指摘のとおり、地域移行支援には当然精神障害に係る病院も入っておりますので、例えば「障害者入所施設等から地域生活への移行などの地域移行支援」に文章を変更するか、文章の頭に相談支援を持ってきたほうが文章としては整理されると思います。

次に、36ページ「3 障害者の就労支援」についてですが、来年度から施行される就労選択支援についても触れたほうがよいと考えます。

(事務局)

13ページの書き方について、検討したいと思います。また、就労選択支援についても、新規施策で盛り込まれる予定なので、一度検討させていただきます。

(佐藤会長)

第1章から3章について、他に意見ありますでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

そうしましたら、第4章から第9章について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第4章から第9章の説明をさせていただきます。資料1の39ページをご覧ください。

まず、「第4章 施策体系」についてですが、皆様ご承知のとおり、本計画の施策体系は大柱、中柱、小柱と分かれ、第7期計画の大柱と中柱については、本数や構成などは現行計画と変わりませんが、小柱の表記について文言修正が1点、さらに新規の小柱を一つ増やしています。

具体的には、39ページ、大柱の「Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する」の「5 社会参加の支援」に紐づけられる(4)の小柱の記述を、「東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興」から「パラスポーツの振興」に変更しています。また、次の40ページ、大柱の「Ⅴ 安心・安全な環境をつくる」の「1 療育体制の充実」に紐づけられる小柱について、現行計画は小柱2本ですが、第7期計画では「(3) 難聴児の早期支援の充実」を加えて小柱3本としています。

続いて、41ページから97ページまでの「第5章 施策の展開」について説明します。前回ワーキングにおいて、第5章に新たに加える新規施策(案)、そして現行計画に掲載している施策の修正(案)を事務局からお示しさせていただき、各ワーキングの承認をいただいたのち、それらの案を庁内関係課に照会し、関係課の意見を踏まえたものを、今回の第3回協議会でお示しするとさせていただきました。関係課への照会については、現行計画の施策についても修正などがあるかどうかということ再度照会していますが、それらの結果をすべて落とし込んだものが、今回の資料1計画(案)の第5章部分となります。現行計画からの変更点については、先程冒頭で説明させていただいたとおり、軽微な文言修正なども含めて、すべて赤字アンダーラインでお示しさせていただいております。左側の施策番号の欄を、データでは黄色に、紙の資料についてはモノクロ印刷ですのでグレーに網掛けしてある施策が、現行計画から変更のある施策になります。施策番号の欄に入っている数字は、現行計画における施策番号であり、網掛けがされているものは、現行計画の施策に修正が加えられているものになります。また、番号ではなく【新】と記載されているものが、新規施策になります。

先程、第4章の説明において、小柱が一つ新たに追加されると説明させていただきました。それが、85ページから86ページにかけて記載されている「(3) 難聴児の早期支援の充実」に関する16本の新規施策になります。9月の第2回推進協議会でお知らせしているとおり、10月のワーキングの後で開催された「埼玉県聴覚障害児支援協議会」において取りまとめられた難聴児の早期発見・早期療育を推進するための施策については、10月のワーキングには間に合わなかったため、今回初めて計画案に掲載させていただいております。現行計画の施策番号224～228に「聴覚障害児」に関する施策が5本ありますが、これらを削除した上で、厚労省の通知などの内容を踏まえて、16本の新規施策として再構成して掲載されたものになります。この部分については、このあと、資料2で、もう一度説明いたします。さらに、第5章については、現行計画の施策で、担当課の意見に基づき削除された施策が3つあります。また、前回ワーキングで事務局からお示した新規施策(案)のうち、同様に担当課の意見により、計画(案)に掲載できなくなったものが、一つあります。これについては、この後、資料2で説明させていただきます。

続いて、98ページから101ページ「第6章 施策体系ごとの数値目標」の部分を説明します。数値目標については、現在もまだ各課と調整中のものが多く、そうしたものは、この資料の中では「検討中」と表記させていただいております。第7期計画で新たに加わ

った数値目標については、表右側の施策番号の欄に「新規」と記述してあります。98ページの、県の医療的ケア児支援センターに設置する医療的ケア児等コーディネーター数、99ページの手話言語に関する条例を定めている市町村数、100ページの就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合、雇用や福祉等の関係機関が連携した協議会の設置などが新規に設定される数値目標となり、それぞれ、国の基本方針に新規に盛り込まれた事項に沿って設定される目標であったり、ワーキングチームでの意見を踏まえて担当課から提出されたものになります。

第5章における新規施策と同様に、前回ワーキングでお示しさせていただいた目標案などのうち、担当課の意見照会の結果、掲載できなかったものもあります。この点については、資料2で後ほど説明させていただきます。

この資料の中で「検討中」となっている目標については、今後、担当課と調整を進め、1月の県民コメント用の計画（案）への掲載を目途に、引き続き、担当課との調整を進めたいと思います。

続きまして、102ページから126ページの「第7章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量」ですが、現在、市町村への数値の照会しているところで、まとめましたら入れ込む形ですので、現時点では数値等は入っておりません。第7章につきましては、資料のとおり表を空白でお示ししておりますが、国の基本方針で、今回新たに盛り込まれた活動指標を反映させる形で項目を追加して作成しておりますので、県全体の表、それから各圏域別の表それぞれ、半ページほど表の分量が増えています。これまでの章と同様に、赤字アンダーラインの部分が新しく加わった指標になります。

続いて、127ページから139ページ「第8章 第7期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言」についてです。令和3年度からの2年間のワーキングチームにおける協議を経て、各ワーキングチームでまとめていただいたものです。提言部分については、従前からのお約束のとおり、重点課題として整理する前の、原文のまま掲載させていただいております。これは前回のワーキングでもお伝えしているとおりで。

最後が「第9章 資料集」です。140ページをご覧ください。現時点で内容を更新できる場所は更新してありますが、150ページ以降の用語解説の部分は、新規施策など計画の内容がほぼ固まっている年明け1月に作業を行う予定です。この部分については現行施策の記述をそのまま掲載してありますので、150ページ冒頭で「イメージ」とさせていただいております。

長い説明でしたが、以上で第4章～第9章の説明を終わります。続いて資料2について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。第7期計画の主な変更点等につきまして説明いたします。「資料2」を御覧ください。まず、「1 施策体系の変更」、計画（案）の第4章関係ですが、施策体系の追加がございます。大柱の「V 安心・安全な環境をつくる」の中柱「1 療育体制の充実」に、小柱として「(3) 難聴児の早期支援の充実」を追加いたします。

次に「2 施策について」、第5章関係ですが、第6期計画が317施策であったところ、第7期計画では40施策増えて357施策となる案でございます。新たに加えるものが43施策、削除するものが3施策となっております。また、現行施策に修正を加えるものが66施策ございます。施策体系ごとの状況につきましては、ローマ数字I～Vでお示ししたとおりでございます。

続きまして、「3 第2回ワーキングにおける施策案のうち計画に掲載できなかったもの（第5章関係）」でございます。10月に開催しました第2回ワーキングチームにおいて「第

7期計画に盛り込む主な施策(案)」としてお示しした施策案のうち、計画に掲載できなかった施策が4つございます。

まず、「県の行政手続のオンライン化の推進に当たっては、障害の特性に応じた合理的配慮を行います。」については、デジタルデバイドの解消については、実施に向けた庁内体制の整備が現時点で具体化していないことから、掲載を見送ることといたしました。

次の「発達障害の早期発見・早期支援のため「M-CHAT」の活用について、市町村の保健師等を対象に専門の講師による研修会を開催し、スクリーニングツールの有用性や活用する上での具体的なポイント等を説明し、スクリーニングツールの導入を支援します。」については、事業の移管に伴い、現行計画の施策番号235に統合し、発達障害総合支援センターが実施する研修メニューの一つとなるため、第7期計画では削除することとしました。

次の「防護服等を調達・備蓄し、新型コロナウイルス感染症が発生した施設等に速やかに供給する体制を整備します。」については、新たな感染症発生の際は、国の動向も踏まえた上での体制整備となり、平常時において予算措置も含めた支援・応援体制を維持するものではないため、第7期計画では削除することとしました。

最後の「家族介護者(ケアラー)が新型コロナウイルスに感染して入院し、障害者が在宅で暮らすことができなくなった場合のセーフティーネットとして、障害者がショートステイするための受け入れ施設を確保します。」については、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、濃厚接触者の概念がなくなったため、令和5年5月で事業が終了しました。そのため、第7期計画では削除することとしました。

続いて2ページを御覧ください「4埼玉県聴覚障害児支援協議会からの提言に基づく施策」でございます。「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本計画」を第7期障害者支援計画に位置付けることとなりました。それにあたり、埼玉県聴覚障害児支援協議会から10月24日に意見聴取を行い、提言をいただいたものに基づき、16の施策にまとめたものです。現行の計画におきましても難聴児に関する施策が5つございますが、それらを再構成し、施策内容を充実させたものとなっております。

最後に3ページを御覧ください。「5 第2回ワーキングにおける新規数値目標(案)のうち目標の設定を行わないもの(第6章関係)」でございます。10月に開催しました第2回ワーキングチームにおいて、数値目標として新たに設定するとしてお示しした目標のうち、設定を行わないこととしたものが4つございます。

まず「市町村又は圏域における強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備」については、地域生活支援拠点等の機能に含まれることから、「43 地域生活支援拠点等の設置市町村数」の数値目標により対応するため、目標設定を行わないこととしました。

次の「障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置」については、当該協議の場は令和6年度からの設置がすでに決まっているため、目標設定を行わないこととしました。

次の「県における難聴児支援に係る計画策定・中核的機能を図る体制の整備」については、令和5年度中に当該計画を策定予定で体制が整備されるため、目標設定を行わないこととしました。

最後の「県職員の障害者雇用率」については、目標雇用率は「埼玉県障害者活躍推進計画」の中で設定していますが、計画期間が令和5～7年度であり、現時点で令和8年度の目標値を示すことができないことから、目標設定を行わないこととしました。

第7期計画の主な変更点等につきましては、以上でございます。

(佐藤会長)

それでは、少し換気の時間をつくらせていただきます。5分程度休憩を入れて換気をしたいと思います。

～休憩～

(佐藤会長)

それでは時間になりましたので再開させていただきます。

第4章から第9章までについて事務局からの説明がありましたので、委員の皆さんから質問・意見があればお願いします。

(川津委員)

埼玉県聴覚障害者協会の川津と申します。

先ほどの説明で、難聴児の早期発見について、新たに施策を追加するという説明がありました。

その中で、85ページにて、「聴覚特別支援学校等」との記載がありますが、現在の県では、特別支援学校大宮ろう学園又は坂戸ろう学園という表現になっており、聴覚とは記載されていないと考えます。

また、63ページでは、ろう学校と記載されているのですが、文言が統一されていないのではないかと思います。一方で、「聴覚特別支援学校等」にはおそらく難聴学級のある特別支援学校も含まれている表現だと思いますので、ろう学校に統一すると誤解を与えかねない表現になるので、「特別支援学校（聴覚）」という表現をすればよいのではないかと思います。ろう学校と特別支援学校は表現を区別する必要があると思います。

(事務局)

川津委員からのご意見を踏まえまして、整理をして記載するようにいたします。

(荒井委員)

私が提案した内容について、例えば福祉のまちづくりなど様々なところに採用くださったことに、深く感謝申し上げます。

確認したいことが2点、それから提案したいことが1点あります。

まず、県の行政手続きのオンライン化に関する、障害特性に合わせた合理的配慮についてです。今後ますます進むことが明白である行政手続きのオンライン化につきましては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて、デジタル庁と一緒に進めていच्छゃると思います。

資料2で計画に盛り込めなかった理由として、庁内体制の整備が具体化していないためとありますが、資料1の第5章の中の、60ページ、情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実の新しい施策が2つあります。これらは、庁内体制の整備が具体化していない状況であっても、市町村からの相談に応じたりするなどの対応は可能なのでしょうか。もし可能なのであれば、どのような方法で行うことを想定しているのかお伺いできればと思います。

続いて、2つ目です。資料1の76ページ施策番号195番についてです。

国の障害者基本法のガイドラインを根拠にご提案したのですが、中途障害者の在職者訓練を反映いただけなかったことは大変重く受けとめております。障害のない状態で就職をして、就労途中で障害を負うという方々が増えていくという現状があるにもかかわらず、大変残念です。

古い通達で恐れ入りますが、平成23年3月30日付で、各都道府県知事宛に、厚生労働省職業能力開発局長通知『「障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施要領」の改正について』を考慮に入れての、今回の施策番号195番という理解でよろしいでしょうか

最後に、第9章の用語の解説について提案です。この解説の部分は、国の法令で決まっている内容でしょうか。それとも埼玉県である程度の裁量があるものでしょうか。埼玉県に裁量があるとすれば、インクルージョンという日本語の訳をぜひ「包摂」に統一していただきたいと思います。理由は、国連の総括所見で指摘をされているためです。

(事務局)

まず1点目の60ページの新規の施策のところ、市町村に対して好事例等の情報発信ができるのかという指摘だと思いますが、これは県のホームページ等を活用し、好事例を展開していくものですので、行政手続きのオンライン化の推進については、直接は関係していないということになります。

それから2点目、76ページの195番についてです。中途障害者への支援が具体的に入らなかったのが残念だというご意見についてですが、中途障害者とは文言上の記載はありませんが、施策の内容としては中途障害者への支援も含まれますので、ご理解いただけましたら幸いです。また、国の通知ですか、こちらを受けてのものかどうかというのは、現在確認がとれません。申し訳ありません。

最後にインクルーシブという用語の日本語訳の統一についてですが、検討させていただきます。

(荒井委員)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関連して、おそらく市区町村から、行政手続きのオンライン化に関するご相談寄せられると思うのですが、その場合も大丈夫でしょうかというのが質問です。

2番目の就労の職業訓練についてですが、国の通知が考慮に入れられているかどうか担当課に確認いただき、議事録に反映させていただければと思います。

それから最後のインクルーシブの日本語訳の統一に関しては、ぜひ前向きにご検討いただけましたら幸いです。

(羽生田委員)

障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会の羽生田と申します。

56ページの住まいの場の確保についてです。住まいの場の整備についての施策の記載はもともとありましたが、今回住まいの場の質についての記載が増えたので大変ありがたいと考えます。

その中で、56ページの93番に入所施設について質問です。「高齢化や重度化に対応するための専門的なケアを行う体制の確保」と記載があり、グループホームについても「サービスの質を向上させるため市町村や関係機関と連携して、障害者が地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。」と記載されていますが、これらはこれからどのように具体

的な施策が進むのでしょうか。

(事務局)

障害者支援課の千葉と申します。

まず1点目の高齢化や重度化に対応するための93番の施策についてですが、これはハード的な面で整備を進める内容となっています。その中に、プライバシー配慮に対応するために、個室化を推進するものも含まれております。

続きまして、質の向上について、一つの例として申し上げますと、日中サービス支援型のグループホームにつきましては、いわゆる報告評価制度というものがあります。本来のすべての市町村で行われているべきものではあるのですが、現在全市町村で行われる体制が整っていません。そのため、次期計画期間において、その政策を促進していくことを検討しています。

(羽生田委員)

入所施設の重度化・高齢化に対しては、国としても大きな課題と捉えているようです。国の検討会では、地域医療との連携のようなことを始めています。

現実的に、埼玉県の入所施設も、やはり重度化・高齢化への対応がかなり求められる部分が出てきていると考えます。国の調査では、重度化・高齢化について課題であるとの声が多いようですので、この点については、施設の整備という視点だけでなく、質の向上というところの視点で施策を取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(松本委員)

2つあります。1点目は、42ページの10番についてです。「特別支援学校と地域の小・中学校等、高校との交流」という表現の文章が出てきておりますが、「等」という表現の意味がよくわからないと感じています。その部分の確認をさせていただきたいと思ひます。

2点目が82ページの222番についてです。「重症心身障害児ケア入所施設に対して手厚い職員配置を行えるよう支援」と記載があります。一般的には大島分類を使うと思ひますが、重症心身障害者の評価をどのように考えていますでしょうか。手厚い職員配置を行う具体的な施策についてはどのようなものでしょうか。重症心身障害者の通所事業所に対しては、この施策の対象にはならないのでしょうか。

(事務局)

まず1点目のご質問お答えいたします。「等」が加わった理由になりますが、「小中学校」と書くと、小学校から中学校までの義務教育の過程を9年間で一貫して行う「義務教育学校」が含まれなくなるという教育局からの指摘があり、修正させていただいたものです。

(事務局)

続いて2点目については、障害者支援課で回答します。

医療型の障害児入所施設につきましては、医療報酬と障害福祉サービスで報酬が出ているというところですが、それのみですと、入所者と介助者が1対1の関係になるまで人員が配置できない状況です。それを、県の単独の予算をもって、なるべく1対1以上の人員が配置できるように、人員配置に対する補助事業を従来から実施しております。国で定め

る配置人数よりも手厚く配置ができるように、引き続き、この補助事業をもって支援させていただこうと思っております。

(松本委員)

この記載は、療養介護のことを指しているということですか。

(事務局)

医療型障害児の入所施設に入っている成人の分も含めまして、補助させていただいてるところです。

(松本委員)

ここの説明の中に医療という言葉は出てないので、入所施設を運営する者から見ると、いわゆる普通の入所支援施設でも支援の対象になると勘違いすることもあると思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

従来からの施策ですと加配の補助しているのがその医療型の入所施設になっておりますので、それにつきましては、わかりやすいように書き方を相談させていただきます。

(遅塚委員)

松本委員からの質問で通所支援に関する質問が返答されていないようですので、その点もお願いします。

(事務局)

重症心身障害児が通所される事業所につきましては、例えば、喀痰吸引等を行う場合や医療的ケア児を新規に受入れされる通所施設につきましては、喀痰の研修や設備補助というのを行っている事業がありますが、人員の加配についての補助は現状ない状況です。

(川津委員)

61ページの119番についてです。

避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣について記載がありますが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第13条の中に、災害等の避難の場合は、意思疎通支援として、手話通訳者と奉仕員だけではなく、難聴者に対する支援として要約筆記の派遣や盲ろう者の方には触手話の支援もあります。

今回のこの内容を見ると、手話通訳者・手話奉仕員だけではなく、「等」という文言が入れば、中途失聴者に対する要約筆記、盲ろう者に対する支援等も入ると思いますので提案させていただきます。

(事務局)

いただいたご意見を参考に検討して参ります。

(下重委員)

資料の送付が17日の夕方であり、土日も用事があったため、資料の読み込みがき

かった。そのため納得できない部分もある。資料も印刷しないと確認できないので、余裕をもって事前に資料を送付いただくようにお願いします。

(佐藤会長)

そのことについては、私も事務局にその旨申し伝えてあります。事務局から回答をお願いします。

(事務局)

今回も、資料の送付が大変遅くなりまして、委員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしております。今後資料のご提供についてはなるべく早く送付させていただきまして、委員の皆様が検討いただく時間が多くなるように努力して参ります。申し訳ございません。

(佐藤会長)

わかりました。ぜひ第4回目の会議資料は、少なくとも1週間前には皆さんのお手元に届くような状況になるよう、改めてよろしく願いいたします。

(植村委員)

81ページ、215番の学校施設の整備についてです。バリアフリー化を進めるためのエレベータースロープ等の設置等と記載がありますが、以前に学校の教員に意見を聞くと、バリアフリー化が進まず、腰痛を起こしていると聞いています。整備が進まない理由を聞くと、内部で意見を言っても整備が進まないとのことでした。ここに市町村へ働きかけと記載がありますが、教職員も守ってかなければならないので、是非ともお願いしたいです。

もう一つは、56ページ、93番の住まいの場の確保についてです。プライバシーの内容について、先日事業者の方でトイレに近い部屋が確保できなかったのも、部屋にポータブルトイレを置いて排泄していると聞きました。カーテンもない場所での排泄とのことで、それは本人も怖い思いをしており、周りの人たちも大変な思いをしているのではないかと思います。どのようなプライバシーの配慮を目標としているのでしょうか。

(事務局)

まず1点目の学校のバリアフリー等につきましては、担当課に意見を伝えて参ります。

(事務局)

2点目については障害者支援課から回答します。

プライバシーの関係で一般論として申し上げます。最終的にはすべての方にプライバシーが確保された個室化というのが理想的ではございますが、現在の利用者の希望などもあり、施設としてどこまで個室化するかについては、今後の相談にのる方針です。そのため、県として目標を明確に示すことはできませんが、各施設のその利用者様の実情に合わせて、対応させていただければと考えております。

(万谷委員)

67、68ページ、芸術文化活動の振興及びパラスポーツの振興についてです。要望としましては、県北部に第2の障害者交流センターの設置を提案させていただきます。

現在の埼玉県障害者交流センターはさいたま市に設置されていますが、利用者は県南部、

それから東部西部の地域に住んでいる方に偏っています。その中でもさいたま市を中心とした人たちが圧倒的に多いと思います。県北の人々の日常的な利用等はありません。

このようなことを考えると、ぜひ県北にも障害者交流センターの設置を強く望みます。県北は障害者支援施設も多く、全体的な要望が強いと思います。県の財政事情が厳しい状況ではありますので、コスト削減を図る意味でも、設置にあたっては、新設ではなく、人口減少で廃校になっている小中学校を、改修して活用する方法も考えられるのではないかと思います。障害者だけではなく、地域の防災拠点、地域住民の交流の場としての役割など、様々な役割を持つことによって、地域共生社会の実現に繋がると思います。ぜひ第7期障害者支援計画に反映して企画検討に着手していただくことを強く望みます。

余談ですが、埼玉県障害者交流センターで、障害者のスポーツ指導員をやっております。その中で、スポーツボランティアも行っております。日々いろいろな方が訪問されますが、ほとんどさいたま市の方が多く、県北からの訪問者は聞きません。やはり県北からは通うのが大変であり、コロナ渦で外出ができなくなり、電車に乗ったりバスに乗ったりすることが怖い方がいるのは事実です。また、コロナが5類になったことで、外出はしたいけども遠過ぎてこれられないという方も多くいらっしゃいます。

ぜひ県北に障害者交流センターの設置をお願いしたいと思います。現在県北にて廃校になった学校の活用の話し合いが始まっていると伺っています。その辺のことも考慮に入れて私のこの要望をよろしく願いいたします。

(佐藤会長)

ご事情については、十分に察せられる部分もありますが、今の要望については、第7期計画についての議論が大詰めの段階ですので、ご発言いただいた施策の取組をより充実させて、県内の障害のある方が多く利用できるように、今後に向けてのご意見として受けとめさせていただきます。事務局におかれましても、公のご発言で要望がありましたので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

(佐藤会長)

他委員の方、いかがでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

最後のところでご提案いただいたところではありますが、皆様もご理解いただけていると思いますが、第7期計画については、皆様のご協力いただきながらここまでの議論を積み重ね整理されてきたものになりますので、改めご理解のほどお願いします。

本日も議論の中で見えてきた課題や委員の方からのご提案がいくつもございました。事務局におかれましては、その点をもう一度協議をしていただいて、文言の整理ですとか、記述の仕方とか、検討いただくとともに、委員の皆様の発言については、議事録にも反映していただきつつ、各施策の担当課に対しご要望があったことを含めてお伝えいただければと思います。

それでは、次の議事に進めたいと思います。続きまして、「(1) イ 第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメントの実施概要について」、事務局から説明願います。

(事務局)

資料3をご覧ください。第7期埼玉県障害者支援計画(案)に対する県民コメント(意見募集)の実施概要(案)についてでございます。こちらは現段階では(案)ですが、広く県民の皆様から計画案に対する御意見をいただくため、こちらに記載している方法で、今後県民コメントについて実施していきたいと考えております。

まず募集期間ですが、令和6年1月5日(金)～令和6年2月5日(月)の1か月間を予定しています。

資料につきましては、「2 資料の入手先」にありますように、県のホームページから入手できます。また、私ども障害者福祉推進課のほか、県の主な地域機関でも、計画案の冊子を用意し、そちらをご覧くださいと予定しております。

続いて「3 意見の提出方法」についてですが、県民の皆様の利便性を考慮し、郵便、ファクシミリ、電子メールなど複数の媒体で受け付けることとしております。

そして、令和6年2月13日に予定しております第4回の障害者施策推進協議会におきまして、県民コメントでいただいた意見を踏まえた最終の計画案をお示しし、委員の皆様にご審議いただく予定となっております。県民コメントについての説明は以上となります。

(佐藤会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明がありましたが、この関係で質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

(荒井委員)

確認したいことが2つあります。

まず、1点目です。私の知り合いの視覚障害の方で、この会議の議事録を一生懸命探していらっしゃる方々がおられます。私自身も見つけれないのですが、後で教えていただけましたらと思います。今後県民コメントが実施されるので、これまでの会議の議論をきちんと議事録で確認し、そのうえでベクトルがずれないコメントを出したいとお考えです。よろしくをお願いします。

続いて2点目です。県民コメントでホームページに掲載する資料については、音声読み上げ可能なPDFですとか、ワードでご提供いただけると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

まず1点目、議事録の掲載ページにつきましては、この後すぐにメールでURLを送付させていただきます。あと2点目については、音声読み上げソフトで対応が可能なファイル形式で、ホームページに掲載する予定でございます。

(下重委員)

資料の窓口配布とホームページの公開は、1月5日から始まるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

募集期間と同じ1月5日から、公開及び配布できるようにいたします。

(佐藤会長)

他にご意見等ありますでしょうか。

～意見なし～

(佐藤会長)

ありがとうございました。

続きまして、「(2) 彩の国いろどりライブラリーについて」、事務局から説明願います。

(事務局)

議題「(2) 彩の国いろどりライブラリー」について説明します。お手元に資料4、4-2をご用意ください。

資料は2点ありますが、第2回ワーキングのAチームで配布させていただいたものになります。

まず資料4につきまして説明させていただきます。

この資料4は、7月の第1回ワーキングのチームで委員の方からいただいたご意見、その後、本事業に協力していただくことになっている団体であるあったかウェルネット様の会合に私が参加した際に、障害当事者講師として活動している方々からいただいた意見やご要望などについて、本事業の協力団体である県社協様、あったかウェルネット様、DET埼玉様との個別の連絡調整の結果をまとめた資料になります。内容的に6つの課題に整理することができました。課題に対する対応は、今のところの事務局案をまとめさせていただいたものになります。6つそれぞれの課題の下に対応案を記載してあります。

課題1として、障害当事者講師による福祉教育の取組が行われている地域における競合への対応、課題2として、講師の質の確保と登録方法についてです。課題2については、昨年度より本協議会でも大きな課題と認識されていましたが、来年度初めにホームページをリリースした後も引き続き新たな講師として登録する人材を検討していく方針であることから、今後においても重要になってくる課題と認識しております。

続きまして、課題の3番目といたしまして、ライブラリー登録講師の講演等の内容についてです。ライブラリーに登録されている当事者講師の方は、依頼元のオーディエンスに対しどのような内容の話をするのかという点について、本事業の企画が立ち上がった当初の目的ですとか、理念ですとか、それらを踏まえて対応案をまとめています。

続いて課題4として、情報発信（広報）の方法、課題5として、障害当事者講師のリスト及びプロフィールシート等についてです。これらにつきましては7月の第1回ワーキング、それから9月の第2回推進協でライブラリーの理念ですとか、ホームページの骨子とともに、皆様に提示させていただいてるところです。これまでのワーキングや、協力団体の方からも、内容につきましてご意見をいただいているものです。

最後に課題6として今後の進め方（スケジュール）についてです。それぞれの課題に対する対応案、先月のワーキングで説明させていただいた内容について、ご了承いただいているところでございます。

続いて資料4-2について説明します。今後の作業の手順とスケジュールを示している資料になります。一番上から10月のワーキングAチームの開催、10月から11月にかけてホームページに登録する講師の候補者について、県社協との協議も踏まえ、協力2団体に文書照会を行います。これらと並行してホームページの作成作業、周知広報の方法の

検討を行います。12月には、本事業は県の事業として行うものになりますので、全体の運用につきまして要綱等の作成が必要になり、その作成に着手します。続いて2月には、実施要綱の決定、ホームページの掲載内容と登録講師の確定を行います。

これらのスケジュールについては、現時点で若干遅れているところではありますが、前回のワーキングでもいただいたご意見等も踏まえまして、3月末にはリリースできるように進めたいと考えております。

最後になりますが、今年度のワーキングは先月の第2回で終了しております。そのため、今後のライブラリーに関する検討については、佐藤会長に一任するとともに、埼玉県社会福祉協議会様、あったかウェルねっと様及びDE T埼玉様との協議により検討を進め、必要に応じてワーキングメンバーにも意見聴取させていただく考えです。また、第3回、第4回協議会でも随時進捗状況の報告をさせていただく予定でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございます。最後は私の責任となっているところではありますが、皆様のご意見も聞きながら、いま事務局が言ったように、進捗状況が思わしいとは言えない現状ですので、皆様からのお声も借りて、次年度から本事業が始められるように準備していきたいと思っております。関係団体の協力をいただきながら、本事業が多く活用されると合理的配慮についての理解がより促進されると考えます。先ほど障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法についても話題がでたところですが、WEB上でもその情報のリンクを貼るなどして、その情報が発信され、本事業がプラットフォーム化していくことに期待しています。また、本事業は障害当事者の支援を行う担当課が事業を実施することに意味があると認識しております。

皆様方からご意見については、今の資料の中で十分反映されていない面もありますが、多くの関係者の方からも共通して出ているところを整理しています。現在課題の整理の作業が思うように進んでいないので、私も心配しているところではありますが、まずはそのホームページがオープンできるように、皆さんの応援もいただきたいと思っております。第4回の協議会の中では進捗の報告ができるように、事務局には進めてもらいたいと思っております。皆さんの方からご質問等ありましたらお願いいたします。

～意見なし～

(佐藤会長)

今の事務局からの説明の中で、話があがらなかったものとしては、県社協にて毎年実施されている福祉教育を推進する研修や講習の機会に障害者福祉推進課がタイアップして本事業を実施できるよう準備していただいています。詳細が決まりましたら障害者福祉推進課から委員の皆様にも共有させていただきます。

< 4. その他 >

(佐藤会長)

ご意見等がないようでしたら、次の議事に進めさせていただきます。最後に、次第の「3 その他」について、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

今回の第3回協議会でいただきました意見について再度検討させていただき、このあと12月に計画の県民コメント案を作成します。

それに基づき、年明け1/5～2/5まで、県民コメントを実施、その結果を踏まえた最終案を2月13日(火)午後2時から開催される第4回推進協にお諮りする予定でございます。場所は県民健康センターC会議室となっております。

(佐藤会長)

それでは、以上で議題は全て終了しました。本日は、円滑な会議運営に御協力いただきありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

<5. 閉会>

(事務局)

はい、ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第3回埼玉県障害者施策推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間、議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

議 長 佐藤 陽

議事録署名委員 大井田 弘子

議事録署名委員 川津 雅弘